

第 59 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 24 年 11 月 28 日（水）13：00 ～ 14：43

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、安部委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第 47 号「住宅・土地統計調査の変更について」
- (3) 諮問第 48 号「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について」
- (4) 部会の審議状況について
- (5) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第59回統計委員会を開催いたします。

本日は、川本委員が所用のため御欠席です。縣委員は遅れていらっしゃると思います。

議事に入る前に、本日用意されております資料について事務局から説明をお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 それでは、本日の議事と資料を確認いたします。議事

次第を御覧いただきたいと思います。

まず、議事の（１）でございますけれども、本日諮問される予定の各統計調査の審議に御協力いただきます専門委員の任命についてです。これに対応する資料は、資料１及び資料２になります。

それから、次に議事の（２）で住宅・土地統計調査の変更について、それから議事の（３）で漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更について、それぞれ諮問がなされる予定でございます。対応する資料は、資料３、資料４になります。

それから、議事の（４）ですけれども、部会の審議状況について、現在、部会で審議中の国民生活基礎調査の変更、それから法人土地基本調査の変更、それから国勢調査の匿名データ化の３件の審議状況について、それぞれ担当の部会長から御報告いただきます。対応いたします資料は、それぞれ資料５から資料７に当たります。

そして最後に、（５）その他で報告事項がございます。

資料の不足がないかどうか御確認いただければと思います。

私からは以上です。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。

まず、統計委員会専門委員の発令等につきまして、資料１のとおり、議事後でお諮りいたします（２）で諮問される予定でございます「住宅・土地統計調査の変更について」の審議に御参加いただくため、大江守之専門委員、濱博文専門委員、望月久美子専門委員、また、「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更について」の審議に御参加いただくために、工藤貴史専門委員、三浦秀樹専門委員、三木奈都子専門委員を、本日11月28日付で任命しております。

また、部会に所属すべき専門委員につきましては、資料２のとおりとしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に（２）の議事に移ります。諮問第47号、住宅・土地統計調査の変更につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 総務省政策統括官付統計企画管理官の白岩でございます。個別の諮問の説明に入ります前に、資料の構成を若干変更しておりますことについてお断りさせていただきたいと思います。

ここ数回の審議を見ておまして、まず、先生方からこの諮問の資料の字が小さいとか、どこに何が諮問されているのかというような疑義も提示され、あるいは資料が少々分厚くなっていて、どういうふうに見たらいいのかというような御意見も賜りましたので、今後ともそういう御意見を踏まえて、できるだけ直していきたいと思うのですが、若干試みといたしまして、資料３を手にとりいただくと幸いです。まず、諮問は何であったかということで、諮問文の後に、その諮問の前提となる各省の申請をそのまま付けてあります。以前は、ここに諮問の概要という私どもが作った説明ペーパーを付けておりましたが、それは諮問の本体ではないので、とりあえず、あくまで諮問はこういうものであ

たということで編綴させていただいております。

その後で、いつも付けております、少し字が小さくて長文になって御批判をいただいておりますが、資料3の参考の部分について、「資料3の参考」と銘打った形で一番最後につづってあるかと思っております。しかも、これは、できるだけ審議の材料を提供したいものですから、どうしても字が多くなることだけは御勘弁いただきたいのですが、それでも字のポイントを上げさせていただいて、しかも、何が今回の申請で変更されているのか、できるだけ対照表で示す形で御説明の資料として準備させていただくように考えてまいります。

その上で、最後に「特記事項」という項目があろうかと思っておりますけれども、こちらのほうで、当委員会において御審議いただいた過去の主な議論と、さまざま懸案事項等をまとめて整理させていただく形をとらせていただきました。

そこでは、これを作成する過程で各省との間で様々なやりとりもございまして、そこでもわかったこと、各省の御説明等で、私どもとしてあえて提供しておいたほうが良いようなことも付言する形で資料を編綴させていただいております。これで委員の先生方の役に立てばと考えておるところでございます。

では、個別の諮問をよろしく申し上げます。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、引き続き政策統括官室でございますが、住宅・土地統計調査に係る諮問の概要等について御説明させていただきます。

お手元の資料3の一番最後に資料3の参考という資料が付いているかと思っておりますが、これで御説明させていただきます。

諮問の概要の御説明の前に、住宅・土地統計調査につきまして簡単に御説明いたしますと、資料3の参考の5ページ目に「平成25年住宅・土地統計調査の概要」という資料があります。

この住宅・土地統計調査は、総務省が実施している基幹統計調査でございます。昭和23年の第1回以来、現在まで5年ごとに13回実施されております。この調査の目的につきましては、資料の調査の概要のすぐ下の調査の目的というところで記載されておりますが、「住宅、土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにする。」ということでございます。

本調査は、このやや下のほうに調査の対象というところに記載されておりますけれども、全国から抽出いたしました住戸・世帯を対象として、住宅、世帯、住環境といったような事項につきまして、調査員により調査している標本調査です。調査結果につきましては、国や地方公共団体において、住宅政策、土地政策など、国民の住生活に関する様々な行政施策の検討に当たっての基礎資料ということで、幅広く活用されているところでございます。

今回の諮問事項でございますが、この調査の計画の内容を変更することについての承認の是非ということでもあります。

その内容につきましては、この資料3の参考の始めの1ページ以降の諮問の概要という

ところで記載しているところがございますが、その詳細につきましては、後ほど調査実施者の総務省統計局から御説明があらうかと思えます。調査事項について、設問や選択肢の適正化や充実、あるいは必要性の低下した設問の削除を行うとともに、調査方法につきまして、インターネット回答方式の導入対象地域といったものを拡大するということでもあります。

今回、御審議をお願いしたい事項といたしましては、こうした調査計画の内容の変更の適否のほか、この調査につきましては、前回、平成20年に実施されました際に、この統計委員会から答申をいただいております。その中で課題が付されております。また、公的統計の整備に関する基本計画でも同様の課題が付されております。

具体的には、資料の7ページを御覧ください。これが前回、平成20年の際の統計委員会からいただいた答申の中で、今後の課題というところを抜粋したものであります。

まず、2の(1)で、調査事項の見直しに当たって、その住宅の質の確保という観点から検討する必要があるということが1点。それから、(2)で、世帯の収入構造等に関する調査事項の追加を検討する必要があるということ。それから、(3)で、本調査と国土交通省が別途実施する一般統計調査であります住生活総合調査を統合することの是非を検討する必要があるということで、3点の課題が付されております。

それから、9ページに「公的統計の整備に関する基本的な計画」の関係部分の抜粋を付けております。

ここでの具体的な措置、方策等の中で、①から③まで記載されておりますが、②と③の点は、今申し上げた前回答申と同様の趣旨であります。それから、一番最初の①の住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直しについての課題も付されております。

私どもといたしましては、こうした幾つかの課題についての対応状況の適否についても御審議いただきたいと考えております。

特に、これらの課題の中でも、本調査と住生活総合調査との統合につきましては、総務省及び国土交通省において、前回の答申等を踏まえ、その是非を検討いたしました。その検討結果の概要は、資料3の参考の3ページ目の特記事項の(2)に簡単にまとめて記載してございます。まず、両調査を統合した場合には、調査事項が相当の分量になるということで、統合の際には、大幅に調査事項を削減せざるを得ない状況になるということでございますが、両省では、いずれの調査につきましても、やはり関係行政の施策の検討に当たりまして、重要な基礎資料を提供するものとなっているということで、調査事項の大幅な削減は難しいという結論であります。

また、両省では、調査の統合ということは困難であるとしても、同時に実施することにより調査の効率化等が図れないかといった観点から、本年7月にそれぞれの調査につきまして試験調査を行っているわけですが、その中で、一部の調査対象について、調査の同時実施を行ったということでもあります。ただ、実際に同時実施を行ったところ、やはり調査を単独で実施しているケースに比べて調査票の回収率が低下するということが明らかにな

ったということで、両調査の同時実施も困難といった検討結果となっております。

このような両省の本件に対する対応の適否というものについても十分御審議いただきたいと考えているところでございます。

また、特記事項の（３）に記載しておりますが、昨年、東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県といった地域におきましては、未だ仮設住宅での生活を余儀なくされている方々が多数おられるという状況であります。したがいまして、特記事項の（３）に記載しておりますとおり、本調査の実施に当たりましては、こうした仮設住宅に対する調査を行う際には、例えば、仮設住宅の入居に際して入手している行政記録情報といったものを活用するなどにより、入居者の心情等に十分配慮した措置が必要ではないかということで、この点についても御審議をいただきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上であります。

○岩佐総務省統計局調査統計部国勢統計課長 それでは、実施者のほうから少し補足的な御説明をさせていただきたいと思っております。総務省の国勢統計課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、今使いました資料３の参考の諮問の概要を引き続き御覧いただければと思います。

今、統括官室から、平成25年の住宅・土地統計調査の概要の御説明もございましたが、資料の１ページ目にもございますように、この住宅・土地調査の調査対象世帯は全部で350万世帯でございます。これは、世帯調査としては国勢調査に次ぐ大規模の調査でございます。したがいまして、地方公共団体にとりましても非常に負担の大きな調査ということでございます。

この調査の事務に当たりましては、東京大学の浅見先生を座長として研究会を開催いたしました。そこで、地方公共団体の代表者の方ですとか、あとは国土交通省の関係の３課長の方、それから関係する有識者の方々と１年以上にわたって検討をしてみました。この中で、統計委員会から御指摘いただきました東日本大震災関連の調査事項の追加などについても検討を行いまして、本日の諮問事項の中に盛り込ませていただいているところでございます。

この調査事項の変更については軽微な修正等も入っておりますが、諮問の概要の２ページ目の一番上でございます、こちらの東日本大震災の関係で追加いたしました事項を記載してございます。この中で、「東日本大震災による転居の有無」、それから「転居の理由」「被災個所の改修工事の有無」を記載しております。これらの事項を含めまして集計を行うことによりまして、東日本大震災による影響を把握することが可能になるのではないかと考えてございます。

それから、引き続き２ページ目の（２）、（３）でございますが、これは、世帯が所有している宅地等の面積をより正確に推計して把握するために、設問の追加や見直しを行っているということでございまして、これらについて、（２）、（３）に記載いたしてあり

ます。

それから、（５）でございますが、これはインターネット調査につきまして、前回の平成20年調査におきましては、ごく一部、15市において試験的に調査を実施いたしました。今回の平成25年の調査におきましては、今後、27年の国勢調査もございますので、全国で実施していきたいと考えております。これに伴いまして、調査対象世帯から問い合わせ等も多くなりますので、コールセンター等も拡充していきたいと考えてございます。

また、3ページ目、特記事項を記載しておりますが、これは、（１）、（２）に先ほど政策統括官室からも御説明がございました住生活総合調査の関係につきましての記載がございます。これにつきましては、もともと住宅・土地統計調査の実施の2カ月後に住宅・土地統計調査のサンプルの一部世帯を対象に実施されるということもございました関係で、対象世帯の負担感等の観点から、同時に実施してはどうかというような御指摘もあったところでございます。

したがって、先ほど申し上げました研究会のほうで検討を行わせていただきまして、本年7月に試験調査を実施させていただきました。試験調査の結果、先ほど政策統括官室から説明もございましたけれども、住宅・土地統計調査という、地方公共団体の負担が非常に大きい統計調査に、さらに、同時期に業務が複雑化して増加するという。それから、そもそも基幹統計調査と一般統計調査を同時に実施して回収をするといったような困難性もございまして、試験調査を実施したほぼ全ての地方公共団体の統計主管部局から、本体調査では実施困難であるという意見が示されております。

また、同時実施によりまして、大都市では10%程度以上回収率が低下したところもございまして、研究会におきましても、同時実施はなかなか難しいという結論になってございます。

しかしながら、調査対象者の負担感を軽減する措置といたしましては、例えば、住宅・土地統計調査の実施後に、その後、住生活総合調査という関連する調査が参りますといったような案内をさせていただくことも可能であると思っております。そういった方策につきましては、今後、国土交通省とも相談して対応していきたいと考えてございます。

それから、その下の（３）でございますが、東日本大震災関連の仮設住宅の調査でございます。これは、入居者の心情にも十分配慮した調査を我々としても実施したいと考えてございまして、現在それぞれの市町村と相談を行っております。この中で、例えば、住宅の広さ、設備といった共通的な事項は、例えば地方公共団体に代理記入していただくなどの工夫ができるのではないかと考えてございます。

これらを含めまして、これまで我々が研究会を実施してきた内容ですとか試験調査の結果を踏まえました諮問となっております。今後、部会の中でそれぞれの事項についてよく御説明させていただきまして、御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○樋口委員長 それでは、ただいまの諮問の説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、まずお願いいたします。

7月の試験調査の結果というのは、配布資料はないですか。どうすれば見られるのですか。

○金子総務省政策統括官付調査官 部会のほうで細かく説明させていただこうと思っておりましたが、今日の配布資料には、詳細な資料が入っておりません。

○樋口委員長 そうですか。回答率がどれくらい下がるのかという御説明がありました。今は、数字は結構ですが、何を見ればわかるのですか。

○岩佐総務省統計局調査統計部国勢統計課長 私どもが国土交通省と一緒にやりました研究会で、資料をホームページに出しておりますので、そちらから閲覧は可能になってございます。

○樋口委員長 ウェブを見れば、それでわかるということですね。

○岩佐総務省統計局調査統計部国勢統計課長 そうですが、必要でありましたら、事務局と相談してお届けさせていただくことは可能です。

○樋口委員長 そうですか。わかりました。

何かございますか。どうぞ。

○安部委員 今後の課題のところに、諮問の概要の7ページですけれども、世帯の収入構造等というところをもうちょっと明らかにするというような課題が出ていて、それについては、この新旧対照表で見ますと、1ページ目とか2ページ目がそれに対応しているということでしょうか。

○樋口委員長 お願いします。

○岩佐総務省統計局調査統計部国勢統計課長 そうでございます。

○安部委員 今からは難しいのだろうとは思いますが、いわゆる共働きとか、そういう世帯が増えてきているというのはよく知られたことで、その家計を主に支えるといっても、誰が主かというようなことも微妙だったりとか、世帯の収入といっても、収入というのが、収入が同じでも、同じような収入の人が2人いるときと、1人の人がその収入を稼いでいるというのは、例えば可処分所得が大分違ったりとか、そういうこともあろうかと思うので、何か、複数人の収入があるというようなことをもっと把握するようなことというのは考えられたのでしょうか。

○樋口委員長 済みません、今の「そうです」というのは、1ページ、2ページというのは、どの資料の1ページ、2ページを見ればいいですか。

○岩佐総務省統計局調査統計部国勢統計課長 資料3の参考を見ていただければと思います。

○金子総務省政策統括官付調査官 政策統括官室でございます。諮問の概要の1ページ、2ページに変更の概要は記載してございますが、この課題で指摘されている世帯の収入構造等に関する事項については、最終的に今回の変更計画の中には反映されておりません。

これについては、統計局が国土交通省とともに検討した結果、最終的には、今のところそういう関連事項を新たに追加するというような必要性が乏しいのではないかという結論に至ったと聞いているところでございます。

部会審議の中では、そういった判断が本当に適切なのかどうかということについても、御審議をいただきたいと考えているところでございます。

○岩佐総務省統計局調査統計部国勢統計課長 追加的に申し上げますと、調査事項については、追加できるものについても限りがございます。今回、統計委員会からも震災関連項目についての御指摘をいただいておりますので、震災関連項目は追加する方向で検討を進めてまいりました。それから、世帯の収入の関係についても、いろいろ御指摘いただいていたのですが、研究会の中では、例えば、全国消費実態調査のようなもので、住宅の状況も含めて調査されていたり、国土交通省のほうで、住生活総合調査の中での取組などもありましたので、そういったところを総合的に検討いたしまして、今回はそういった事項の追加については行っておりませんが、今、政策統括官室から御回答がありましたように、その辺も部会の中でよく御説明させていただいて、御審議いただきたいと考えております。

○樋口委員長 安部委員、今の回答に何か御意見は。

○安部委員 特にありません。

○樋口委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

そうしますと、確認ですが、この概要の7ページにありました前回の統計委員会の今後の課題、これは、統計委員会に統計審議会から移行した際の答申第1号と聞いておりますが、その時に出されました今後の課題のうち、(1)は、これはどういう対応を。

○岩佐総務省統計局調査統計部国勢統計課長 これにつきましても、研究会で総合的に検討しまして、新しい把握事項等があるかどうか、そういったものについても、国土交通省とも相談して検討してきておりますが、現時点で新しい調査項目というよりも、現状のものを引き続き調査して、震災関連項目などをとっていきべきだろうというような結論になっております。

○樋口委員長 すると、(1)、(2)は今回対応していないということでよろしいわけですか。

○岩佐総務省統計局調査統計部国勢統計課長 震災関連項目を中心に追加させていただいたということになっております。

○樋口委員長 (3)は、検討はしたけれども、難しいという御指摘ですね。

○岩佐総務省統計局調査統計部国勢統計課長 はい。同時実施というよりも、その御案内とか、そういうことで対応したほうが適切であろうという結論になっているということです。

○樋口委員長 そうですか。

これは、統計委員会になってからですので、委員も関連して出された課題だと思っておりますので、これも含めて部会のほうで御審議いただけたらと思っております。

他になれば、この案件につきましては、人口・社会統計部会に付議しまして、詳細については同部会で御審議いただくということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。では、同部会において御審議いただくということにいたします。津谷部会長、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。諮問第48号、漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 政策統括官室でございます。

お手元の資料で、これも資料4の一番最後に資料4の参考という資料が付いているかと思っておりますが、これにより御説明させていただきます。

先ほどの住宅・土地統計調査と同様、まず、この漁業センサスの概要について簡単に御説明させていただきますが、この資料の11ページの「2013年漁業センサスの概要」という資料を御覧ください。

漁業センサスは、農林水産省が実施しております基幹統計調査です。これも昭和24年というかなり古い時期から調査が始まっておりまして、これまでおおむね5年ごとに12回実施されております。

この調査の目的につきましては、この概要のすぐ下の調査の目的というところに記載されておりますとおり、「我が国漁業の生産構造及び就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備する」ということです。

本調査は、海面漁業調査と内水面漁業調査と流通加工調査、この3種類の調査から成っております。最初の2つの調査につきましては海面漁業あるいは内水面漁業の経営体、いわゆる漁業者でございます。これらの方々に対しまして、どういった漁業を行っているかとか、あるいはその際どういった漁船を使用しているかといったことについて、また、流通加工調査につきましては、例えば、水産加工場に対してどれくらい水産加工物というものを作っているか、生産量といったものを調査員により調査している全数調査であります。

調査結果につきましては、農林水産省におきまして、漁業の生産体制あるいは漁業集落の生活環境、水産資源の利用・管理、水産加工業の振興といった各種の施策の検討に当たっての基礎資料として幅広く利用されているとの説明を受けております。

今回の諮問事項については、大別いたしますと、調査計画の内容の変更と基幹統計の名称の変更、この2つの変更を承認することの是非ということであります。

調査計画の内容の変更につきましては、資料4の参考の1ページ以降、諮問の概要に記載しておりますので、後ほど調査実施者である農林水産省から詳しく御説明があらうかと

と思いますが、まず、調査実施の効率化といった観点から、全ての調査票のOCR対応化がご
ざいます。OCRというのは、光学式文字読取装置というものでありますが、このOCRに対応
する様式に変更する。このほか、団体経営体を対象とした調査票の統合、それから水産加
工品の調査対象品目の細分化、あるいは調査対象名簿の作成における漁船登録データの活
用といったことを行うものであります。

このうち、漁船登録データの活用につきましては、統計委員会答申等で付された課題へ
の対応ということでございまして、後ほど詳しくもう一度御説明いたします。

それからもう一つ、基幹統計の名称につきましては、この諮問の概要の1ページの真ん
中あたりに記載しております。基幹統計の指定の変更（名称の変更）という部分でござい
ますが、現行統計法下におきまして、基幹統計の名称区分の例に倣い、基幹統計の名称を
「漁業センサス」から「漁業構造統計」といった名称に変更するというものであります。
ただ、これはあくまでも基幹統計の名称の変更ということで、基幹統計調査としては、そ
の名称は従前どおり「漁業センサス」から変更はございません。

今回御審議をお願いしたい事項としましては、今申し上げました調査計画の内容の変更、
あるいは基幹統計の名称の変更、こうしたものの適否と、ほかに漁業センサスについて、
これも前回調査は平成20年ですが、その際に統計委員会答申等で付された課題についてで
ございます。

具体的には、この資料4の参考の13ページを御覧いただければと思います。これが答
申の中の今後の課題の抜粋でございまして、中段等に記載しておりますとおり、漁船法に基
づき都道府県が保有している漁船登録データの活用方策の検討といった課題が付されてお
ります。これにつきましては、15ページのいわゆる基本計画の中でもこれが引用されて、
ここの中でも記載されているということでありまして、この課題への対応状況の適否とい
うものについて御審議をいただきたいと考えております。

ちなみに、この漁船登録データの活用につきましては、委員会答申等を踏まえまして、
農林水産省で活用方策というものを検討いたしました。その結果につきましては、この資
料4の参考の4ページ目の3の特記事項の中の（1）というところで検討結果をまとめて
記載してございます。通常、センサスを実施する際には事前に調査対象名簿を作成するこ
うな準備作業が必要なわけですが、海面及び内水面の漁業経営体に対する調査において、
農林水産省は、まず前回調査の名簿を都道府県を通じ市町村に送付しまして、その市町村
を担当する調査員が、前回調査以降に漁業経営体で新規に入ってきたもの、あるいは廃業
したもの、そのような変化がございまして、そういったものの状況を確認して、名簿を
メンテするという作業を行っています。その作業の中で、市町村に送る1つ前の都道府県
の段階で、漁船法に基づいた漁船登録データ、これは、漁船を使う場合には、漁船法によ
り都道府県知事にどういった漁船を使うかというものを登録しなければならないという義
務づけがなされているのですが、都道府県は、そういった漁船についての情報を持ってお
ります。新規の漁業者の情報はそこで把握できるということから、そういった新規に登録

のあった漁船データをもとに、新規経営体の情報をその名簿に付加して、その上で市町村にその名簿を送付します。これによりまして、市町村を担当している調査員が名簿をメンテする際に、確認作業が効率化されるということでもあります。

このような形で活用するのが最も効率的、効果的であると農林水産省は判断しておりまして、今回こうした活用方策を導入することとしているということでもあります。

それから、3の特記事項の(3)、これも先ほどの住宅・土地統計調査と同様の東日本大震災の関連でございますが、昨年度の東日本大震災において大きな被害を受けた地域、岩手県、宮城県、福島県、こういった地域においては、この辺の地域全体で日本国内の水揚げ量の約1割を占めるという水産行政上は重要な地域ということでもあります。ただ、これらの県における水産業は、もう震災から1年以上経過しておりますが、まだ復興途上の部分もかなりあるというようなことから、漁業センサスの実施に当たりまして、そうした状況への配慮というものが必要ではないかと。こうした点についても併せて御審議をいただきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上であります。

○矢野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 それでは、実施者でございます農林水産省の統計部センサス統計室から、調査計画の内容の変更につきまして補足説明をさせていただきます。

資料の説明に入る前に、この漁業センサスにつきましては、東日本大震災からの復旧・復興を図っていく際に、このセンサスのデータを、非常にこの小さな小地域統計のレベルで提供いたしまして、非常に有効に活用させていただいております。

それでは、調査計画内容の変更でございます。資料4の参考の諮問の概要の下のほうの(2)でございますが、主な調査計画内容の変更でございます。

まず、アとして書いておりますように、全ての調査票をOCR対応に変更いたします。これは、平成22年6月に農林水産省内で実施されました行政事業レビューにおきまして、調査の効率化を図ることが指摘されておりました、これに対応するものでございます。

それから、海面漁業調査でございますけれども、これは、1ページめくっていただきたいと思っております。2ページのこの上段の枠の中を御覧いただきたいと思っております。ここに団体経営体の調査の内容、現行のところでございますが、会社、それから漁協、そして共同経営と3種類ございました。これをOCR化対応に伴いまして1種類に統合したいと考えております。

それから、(イ)の漁船登録データにつきましては、先ほど御説明いただいたところでございます。

次に、(ウ)の内容でございます。これは、漁業経営体に対する調査でございますが、これも中段の枠の中に書いております。1つは、漁業種類別の販売状況につきまして、これまではその上位2種類を捉えていたわけでございますが、この点につきましては、利活用の実態、そしてまた、調査客体の負担軽減という観点から、1位のみにスリム化したい

と考えております。

個人経営体の世帯員につきまして、従前はその名前であるとか続柄であるとか、こういったものをフリーに文字で記入してもらっていたわけですが、これも審査の効率化あるいはOCR化に伴う判読精度の向上といった観点から、続柄コードを数字で記入する方式に改めたいと考えております。

それから、ウの内水面でございますけれども、これは海面と同様でございます。

それから、エの流通加工調査でございますけれども、これは、調査対象が魚市場と冷凍・冷蔵、水産加工場という2つに分かれます。まず、魚市場でございますけれども、これは、流通関係の方々の利活用の多くがいわゆる暦年データで使われているということがございますので、調査期日を1月1日に変更したいと考えております。

それからまた、水産加工場につきましては、3ページの上段になります。①と②の2つでございます。まず、第1点はHACCPの導入状況につきまして、少しきめ細かに把握したいことです。端的に言いますと、現在まだ導入はしていないのだけれども、導入すること自体は決定している、そういったものも把握できるようにしたいということが1点でございます。それから、②のほうでございますけれども、これはセンサスを母集団にしまして、別途、標本調査として水産加工統計調査というものを行っておったわけでございますけれども、こちらをセンサスに吸収いたしまして対応したいということで、それに伴って対象品目を細分化するものでございます。

この点はちょっと具体的に、7ページをめくっていただきたいと思います。7ページの左のほうの縦の欄が前回の2008年の漁業センサス、これは21品目でございました。これを右のように変更したいということでございます。例えば、左のほうで上から6つ目に冷凍食品という丸がございます。これが、変更後で言いますと右のほうの上から2つ目の丸、同じ冷凍食品なのですが、中が魚介類で、さらにこの中はかにとその他と。そしてもう一つは水産物調理食品ということになりまして、これが3、4、5ということで3つに分かれると。こういうふうに分けるといっていいと思います。この点は、実際に試行調査もやってみた結果、実際の業態に近いレベルでこのような調査票を作ってもらったほうが答えやすいという点があったということでございます。

最後になりますが、今回、漁業センサスとしましては、初めてコールセンターを設置いたしまして、報告者等からの照会への対応を効率的に行いたいと考えております。

以上、調査計画内容の変更につきまして補足説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの諮問の説明につきまして、御質問、御意見をいただけたらと思います。

漁業センサスについては、前回の統計委員会の今後の課題に対してお答えいただいているようでありますが、何かそのほかのところで御質問があったら、いかがでしょうか。どうぞ。

○安部委員 これは、もしかするととんちんかんなことを言っているのかもしれませんが、けれども、震災後に出てきた諮問の中で、震災のことを調査するというのは、先ほどの住宅・土地統計調査も含めてなのですからけれども、幾つかあったと思うのですが、この調査に関してはそういうニーズというのは、あるけれどもやらないことにして諮問しているということなのか、それとも、そういうことは余り考えられないものなのだというのは、どちらなのでしょう。

○矢野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 端的に言いますと、この漁業センサスを実施すること自体がそれに答えることになるかと考えております。といいますのは、今回の復旧・復興に際しましても、実際に津波被害があつて漁業経営ができなくなってしまった方が沢山いらっしゃるわけですが、そういう方々が、どの程度その地域に残っていただき、実際にこの漁業を再開しておられるのかということをごこれまで2回把握させていただいております。けれども、これは、例えば漁協の方から、おおむねどれぐらいの状況であろうかということをお聞き取りして、それを前回のセンサスの結果を踏まえて推計しております。現状においてはそれしかできません。それが限界でございますが、それを今回の漁業センサスをやることによりまして、それが漁業経営体レベルで克明に解明されると考えております。

○樋口委員長 よろしいですか。

○安部委員 はい。

○樋口委員長 ほかにどうでしょうか。

よろしければ、この件は産業統計部会に付議します。詳細につきましては同部会で御審議いただきたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、西郷部会長、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事である審議状況の報告に移ります。まず、人口・社会統計部会に付議されております「国民生活基礎調査」の審議状況につきまして、津谷部会長から御報告をお願いいたします。

○津谷委員 それでは、人口・社会統計部会の審議状況について御報告いたします。資料5の「人口・社会統計部会の審議状況について」を御覧ください。

国民生活基礎調査の変更につきましては、先月10月26日の統計委員会に諮問され、その後、11月8日に第1回目、11月22日に第2回目の部会を開催いたしました。お手元の資料5は、第1回目の部会についてでございます。第2回目の部会の審議状況の資料については次回の統計委員会に提出いたしますが、本日は、この第2回目の部会の審議結果の概要についても口頭で御報告をいたします。

それでは、まず、第1回目の部会について御報告をいたします。

第1回の部会では、平成22年1月の前回答申において今後の課題として示された事柄へ

の対応状況について審議を行いました。これについては、諮問の際に樋口委員長からも、前回答申における今後の課題などについては、しっかりと審議をするようにとの御発言もありましたので、第3回目の部会においても審議をすることとしております。

前回答申の今後の課題として示されておりますのは、調査票の未回収、調査事項への無回答などによって生ずる非標本誤差の問題についてです。国民生活基礎調査は3年に1回大規模調査が実施され、それ以外の年次、中間年には簡易調査が実施されております。また、国勢調査は5年周期で実施されておりますので、国民生活基礎調査の大規模調査と国勢調査が15年に1度、同じ年次に実施されます。ちょうど平成22年がこれに当たっており、両調査の結果の比較が可能となりますことから、国民生活基礎調査における非標本誤差の縮小に向け、両調査の結果の差異について検証を行うように求められたものです。

まず、ア、国勢調査と国民生活基礎調査との比較についてです。

1つ目の丸を御覧ください。国民生活基礎調査は、国勢調査に比べて20歳代から30歳代といった若年層の単独世帯の把握が十分ではなく、こうした年齢層からの回答を得るための対策が重要であり、このため、平成25年調査に向けて、調査事項、調査方法等の見直しを行い、平成23年に試験調査の実施を予定、計画しておりましたが、財政的な理由で見送られてしまいました。

このようなことから、平成25年調査が調査事項、調査方法等を大きく変更しないで実施するという方向性及び計画については、やむを得ないのではないかという意見が出されました。

2つ目の丸から2ページ目の2つ目の丸までについても、国勢調査と国民生活基礎調査との間の単独世帯数の違いに関する意見です。オートロックの建物に住んでいる若年層からの協力を得るための有効策がなかなか見いだせないのが現状であるといったような意見や、若い世代の捕捉率が低くなっているといったことを踏まえて、調査結果を補完・補正する方法をある程度取り入れていく必要があるのではないかといったような意見が出されました。

このようなことから、第3回目の部会において、厚生労働省から国勢調査と国民生活基礎調査について、都道府県別、政令指定都市別の単独世帯数や割合及び単独世帯以外の世帯数や割合などを比較したデータを提出していただき、更に審議を行うこととしております。

2ページの3つ目と4つ目の丸は、単独世帯や若年層の協力を得るための方法としてオンライン調査を導入する可能性に関する意見です。厚生労働省からオンライン調査の導入について、国民生活基礎調査の調査票が5種類あり、調査事項数も国勢調査に比べ数倍と多いため、現状の調査事項のままオンライン調査を導入することは困難ではないかという見方が示されました。しかし、調査票の見直しを行い、調査事項を大幅に減らしコンパクトなものとした上で、調査票回収方法の一つとしてオンライン調査を導入する可能性について検討することは考えられるのではないかという見方が示されております。

次に、イ、調査票回収率の向上策についてです。

1つ目の丸を御覧ください。所得票については、平成22年の大規模調査において、調査方法をそれまでの調査員による世帯主からの面接聞き取り方式、つまり他計方式から、各世帯員が記入をする自計方式に変更したところ、回収率の改善が見られたとのこと。また、厚生労働省から、調査対象世帯の中で、面接もできず連絡もとれない、いわゆる面接不能世帯が、国勢調査との比較で乖離が大きい層の世帯の中に多く含まれていると考えられることから、このような世帯が調査票回収率の向上を図る上で特に重点的に取り組むべき対象世帯であると考えられ、対応策を講じる必要があるとの説明がありました。

この回収率の関係では、第3回目の部会において、厚生労働省から都道府県別、政令指定都市別に見た回収率の変化を整理した資料を提出していただき、更に審議を行うこととしております。

続きまして、ウ、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論についてです。

1つ目の丸を御覧ください。世帯票に回答したが所得票に回答しなかった世帯について、「傾向スコア」と呼ばれる方法を用いて幾つかの手法により所得金額の推計を試みたところ、これらの世帯の所得が低目の傾向が見られたとのこと。さらに、平成19年調査結果と22年調査結果を使って推計をしたところ、推計にばらつきが大きく、使用に適した推計手法を限定することは困難であり、推計値を直ちに公的統計として使用するという結論は出せなかったという報告がありました。

また、2つ目の丸ですが、傾向スコアの手法をどれか1つに絞り込むのは難しいとしても、一定の傾向を押さえられるということは確かであり、調査結果を発表する際に、傾向スコアで推計した結果情報などについて提供できるようにすることが必要ではないかという意見がありました。

3つ目の丸でございます。この推計の問題については、第3回目の部会において、厚生労働省が本件課題について検討するために開催した研究会の座長を務められた成蹊大学の岩崎学教授に審議協力者として御出席いただき、研究の結果について御説明いただいた上で、更に審議を行うこととしております。

最後に、調査方法の見直しや平成23年実施予定の試験調査についてです。

2つ目の丸を御覧ください。先ほど御説明しましたように、厚生労働省は、調査事項や調査方法等の見直しを行い、平成23年に試験調査を実施することとしておりました。これは財政的な理由で実施できなかったということも先ほど申し上げたとおりでございます。

この関係で、第3回目の部会において、厚生労働省から平成23年の試験調査の内容や当該調査結果を踏まえて検証しようとした事柄、また、現段階において、平成28年の大規模調査に向けて平成26年に実施しようとしている試験調査に向けて検討している事柄などを整理した資料を提出していただき、更に審議を行うこととしております。

第1回目の部会の審議の概要については以上でございます。

続きまして、11月22日に開催いたしました第2回目の部会について、資料は御用意して

おりませんが、審議の概要について口頭で御報告させていただきます。

第2回目の部会では、第1回目の部会で審議されなかった論点、すなわち公的統計の整備に関する基本的な計画、つまり基本計画ですが、この計画において指摘されている所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大への対応状況について審議を行った後、調査票の調査事項の追加や変更等について審議を行いました。

まず、基本計画において指摘されている点についてですが、所得票及び貯蓄票の調査結果については、現在、全国1本の表章を行っておりますが、これを都道府県別の表章が可能となるよう、標本規模を拡大し、都道府県ごとの所得や貯蓄の状況を把握できるようにするという内容でございます。

この関係では、厚生労働省において調査の大幅な見直しを行い、また精度の確保・維持等を図る観点からも、試験調査を実施し検証することが必要であると考えております。第3回目の部会において、試験調査に関する審議を行うこととしておりますので、その中で本件についても検討をすることとしております。

次に、調査事項の追加や変更等について御報告いたします。

国民生活基礎調査の5種類の調査票のうち、第2回目の部会では、世帯票と健康票について審議を行いました。その結果、健康票の調査事項に関し4点の意見がありました。

1点目は、「病院や診療所等に通っている傷病（病気やけが）名」の選択肢についてです。高脂血症は、最近では、コレステロールはLDL、つまり悪玉コレステロールが多い状態だけではなく、HDL、つまり善玉コレステロールが少ない状態にも問題があることから、医療機関では「脂質異常症」という疾患名が一般的になっていることを踏まえ、「脂質異常症（高コレステロール血症等）」に変更したほうがよいのではないかという意見が出されました。

2点目は、「平均睡眠時間」についてです。ライフスタイルの多様化等を踏まえ、就寝時間も平均睡眠時間とあわせて把握してはどうかとの提案についてです。ここでは、就寝時間の重要性を否定するものではないが、就寝時間が健康に影響を及ぼすか否かについては、学術的にも現在議論となっているところであり、今後、実証データ等が蓄積された段階で検討課題として再び議論する余地を残すことにしてはどうかという意見が出されました。

3点目は、「飲酒の状況（頻度）」の選択肢についてです。選択肢の「やめた（1年以上やめている）」について、疫学および公衆衛生学では、「1年以上やめている」というように期間を区切ることはなく、やめた場合は「やめた」として取り扱っており、また6カ月以上やめているといったような場合、該当する選択肢がないことから、「やめた」の後にやめた期間を限定するような記載は必要ないのではないかという意見がありました。同様に、選択肢の「ほとんど飲まない（飲めない）」についても、「ほとんど」を削除して、単に「飲まない（飲めない）」にするほうがよいのではないかとの意見が出されました。

4点目は、「日ごろ健康のために実行している事柄」の選択肢についてです。「ストレスをためないようにしている」の選択肢を追加してはどうかとの提案について、ストレスの解消が健康のための重要な対処法の一つであり、心の健康の重要性を鑑みると追加したほうがよいのではないかという意見がありました。

これらの意見のうち、就寝時間の追加以外の3点の調査事項に係る修正案への意見について、厚生労働省において対応を検討し、その結果を第3回目の部会で御報告いただくことにしております。

今後は、来月12月10日に開催予定の第3回目の部会において引き続き審議を行い、来年1月10日に開催予定の第4回目の部会において答申案を取りまとめる予定としております。

以上が国民生活基礎調査の変更に係る第1回目及び第2回目の人口・社会統計部会の審議結果の概要でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

今の中間報告につきまして、御質問ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○椿委員 最初のほうの非標本誤差を解析して集計値を補正する理論についてということに関して、結果概要に書いてあるとおりのことなのだと思いますが、実際に集計した値と傾向スコア等で補正した値が有意に食い違っているということに関しては、やはり実際に集計している値のほうに若干の問題があることはほぼ明らかではないかと思います。この種の話は、今までのこの種の部会の中では余り聞いたことがないような話なので、今後、この種の理論を応用するかどうかというのは、ある意味で試金石といえますか、最初の議論になるのではないかと思いますので、どういう原則でこの種のものを考えるかということに関して、部会のほうで御意見をまとめていただければ大変ありがたいかと思いました。

○樋口委員長 ありがとうございます。これは御指摘のとおり、初めての、こういう指摘自身も初めて出てきたのではないかと思います。それに対する対応というのは非常に重要だろうと思いますので、御審議いただければと思います。

どうぞ。

○安部委員 この件は本当に大事だと思うのです。それで、研究者の中でも、国民生活基礎調査に関しては、本当に回収率がどうなのだろうというのが、ユーザーの中でも大変懸念されているというのが私の実感です。

ただ、この調査だけで出てくる問題ではなくて、残念ながらほかの調査にも今後出てくる事項ではないかと思しますので、ここでの対応を今後に生かせるような、ほかの調査にも生かせるようなことに持っていったらいいかと考えます。

○樋口委員長 先ほどの住宅・土地統計調査でも、単独世帯の問題というのは、これはみんな世帯調査については共通するテーマになってくると思いますので、ここでの扱いというものがこの後、非常に重要になってくると思いますので、せつかく問題点がわかってきたということですから、それに対する対応をどうするかというようなことで御審議いただけたらと。よろしくをお願いいたします。

ほかにございますか。

なければ、引き続き人口・社会統計部会の皆様には、大変ですが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

それでは、次にサービス統計・企業統計部会に付議されております「法人土地基本調査等」の審議状況につきまして、廣松部会長からお願いいたします。

○廣松委員 それでは、御報告いたします。該当資料は資料6でございます。

まず、部会の開催状況でございますが、諮問第46号の答申、法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更、これは名称及び目的の変更でございますが、それについて、10月26日に開催されました統計委員会での諮問以降、11月2日にサービス統計・企業統計部会の第1回目を、さらに同月15日に第2回目を開催し、審議を行いました。それぞれの概要について御報告いたします。

資料6には、第27回サービス統計・企業統計部会、これが第1回目でございますが、それと第28回、これは2回目のそれぞれ部会の結果概要をまとめております。

まず、第1回目の第27回の部会の概要でございますが、この部会においては、事務局から諮問の概要について、また、国土交通省から法人土地基本調査の計画の変更案及び本調査に係る前回の答申における今後の課題への対応状況について、それぞれ説明が行われました。その後、調査目的の変更理由等並びに「調査票の統合」「調査事項の変更等」のうち「土地及び建物の一体的把握、資産額推計の精度向上等のための変更」「未把握部分を把握するための変更」及び「報告者の誤記入防止等のための変更」の一部について審議をいたしました。その結果、法人土地基本調査、法人建物調査及び企業の土地取得状況等に関する調査の3調査の統合に関しては、部会として適当であると判断されました。

以下、審議において委員等から出されました主な意見を紹介させていただきます。

まず、(1) 調査票の統合についてですが、この点については、継続性を確保するという観点から、従来の調査事項の変更は必要最小限にとどめられており、問題ないのではないかという意見でございました。

(2) の調査事項の変更に関連した意見でございますが、まず、アとして、土地及び建物の一体的把握のための変更については、以下、4つ主な意見を上げております。

まず、第1番目として、土地及び建物の所在地について「地番・号」までわからないと土地と建物を結びつけた所有及び利用状況等を的確に把握することはできないので、今回の変更は妥当である。

2番目として、所在地は地番表示を記載してもらうので、1区画が何筆にも分かっているような場合の記入の仕方については、記入要領等において丁寧に説明しておく必要がある。

3番目として、今回の変更によって土地及び建物の資産額推計の精度が向上すると、SNAにより一層の活用を図ることが可能となる。

4番目として、土地及び建物の資産額推計の精度向上の措置については、今回は基幹統

計の大幅な変更であり、「地番・号」まで把握を行うことにより、今回の目的どおり精度向上が見込まれるなどの意見でございます。

次に、イといたしまして、未把握部分を把握するための変更についてですが、「駅ナカ」の把握については、商業統計調査等他の統計調査でもその目的に応じて既に売り場面積等を把握しており、本調査で把握することの必要性については、政策目的も踏まえて検討する必要があるという意見がある一方で、「駅ナカ」の把握については、現在、社会経済情勢の変化もあり、少なくとも調査が難しいからやめる、調査をしないという姿勢ではなくて、将来的に把握する可能性を含めた結論にしておいたほうが良いという御意見がございました。

ウといたしまして、報告者の誤記入防止等のための変更につきましては、土地と建物の利用状況の選択肢の分割や新設については、統計の継続性の観点から直ちに検討することは難しいものの、将来的な課題として残しておくことが適当であるという御意見がございました。

エ、その他といたしまして、議論の進め方に関して、統計法では、統計を作成するために統計調査を実施することとされていることを踏まえれば、本来は、法人土地基本調査の変更の議論より先に、法人土地基本統計の変更の必要性や目的の議論をすべきではないかというかなり基本的なスタンスに関する御意見もございました。

以上が第1回目の部会審議の概要でございます。

続きまして、2回目、第28回でございます。2回目の部会では、1回目では審議できませんでした「調査事項の変更」についての一部と、「地域別の土地取引動向の把握のための変更」「標本設計の一部変更」「調査方法の一部変更」「報告を求める期間の変更」「集計表（統計表）の拡充」、さらに「行政情報の活用」について審議を行いました。

この結果、一部事項につきましては、次回、すなわち第3回目の部会で詳細な説明を求めることとされましたが、「地域別の土地取引動向の把握のための変更」を除き、概ね適当と判断されました。

以下、委員から出されました主な意見を紹介させていただきます。

アといたしまして、報告書の誤記入防止等のための変更につきまして、平成20年調査における証券化に関する調査事項については、①として未記入や誤記入の割合が高いこと、②として報告者からの問い合わせが多かったとの説明に対して、実際のデータを定量的に示してほしいという御要望がございました。これについては、第3回目で資料を提出していただく予定でございます。

イといたしまして、地域別の土地取引動向の把握のための変更につきましては、調査実施者側から、今回の法人土地調査、これはストックを調査するものでございますが、これと企業土地調査、これはフローを調査するものでございますが、その統合により、政策への活用、さらにはパネルデータの作成とそれに基づく分析の向上が図られる旨の説明がなされた後、委員等から、特にパネルデータに関して意見が多く出されましたので御紹介い

たします。

まず、今回の諮問事項であります平成25年度調査に係る意見でございますが、最初に、パネルデータの作成、分析のみを理由として今回のストックと統合し基幹統計化することに関しては、無理があるのではないかという意見がございました。

また、調査実施者から、法人土地調査（ストック）と企業土地調査（フロー）を別々に調査していてこのような問題があったが、一緒に調査することでそれが改善される、このようによくなるという具体的な説明が必要であるという指摘もなされました。

3番目といたしまして、これまで統一されていなかった法人土地調査と企業土地調査の名簿を統一し、当該名簿を使って平成25年度調査を実施することについては大変な進歩であると思われる。これまでパネルデータの作成及び分析が十分でなかった点に関しては反省していただき、新しい統計体系のもとで、どのように行っていくのかについて検討する必要があるという意見でございます。

次に、今回の諮問の対象ではございませんが、企業の土地取得状況等に関する調査の平成26年度以降の調査に係る事項でございます。この点に関しては、前回のこの委員会で委員長からも御指摘がございました。大きく3つ意見が出されました。

まず最初に、調査実施者において、平成10年から平成15年の間で実施されました資本金1億円以上の会社法人を対象とした法人土地調査（ストック）と、企業土地調査（フロー）において、両調査に回答をした法人について、両調査の面積の総和を比較した結果、約10倍以上の乖離があったと資料が提出されました。その原因について、調査実施者は名簿の違いのみを原因としてしているとしていますが、その乖離の原因について十分分析する必要があります。

2番目として、そもそもパネルデータについて、どういう方法で、どのような構造のものを作成し、どのように使っていく予定なのかが調査実施者の説明では必ずしも明確ではない。さらなる説明を要する。

3番目といたしまして、現在、不動産市場は変動が極めて大きく、フローの状況を毎年知りたい、そのニーズは大変大きい。したがって、きちんとストックとフローを関連づけた調査を行う必要があるという意見がございましたが、一方で、調査実施者では、パネルデータのマッチングキーとして法人名しか上げていない。これは余りに初歩的なものではないかという批判もございまして、パネルデータの設計について、平成25年の調査結果を踏まえ、専門家から意見を聞くべきであるという意見も出されました。

以上のほか、次回の部会では、調査実施者側から、前回の部会で余りなされなかったストックとフローを統合することによる政策上の活用の可能性について、さらなる説明をしていただく予定にしております。

それから、ウの標本設計の一部変更においては、NPO法人等の抽出率の変更や精度計算に関して定量的な説明が十分なされていなかったことから、次回の部会において再度説明を求めることにいたしております。

エとして、調査方法の一部変更でございます。今回の調査方法の変更については、国においてコールセンターを置いて対応する等、十分な対応策をとるということです。変更については妥当であると判断いたしました。

オといたしまして、報告を求める期間の変更でございます。

具体的には、これまで、9月15日から10月31日の間を期間としておりましたが、それを7月1日から9月15日までに変更するという計画でございますが、今回の説明では特段の問題はないと思われませんが、調査実施期間の変更による他調査との重複の有無について、次回の部会において再度説明していただくこととしております。

それから、カといたしまして、集計表（統計表）の拡充についてですが、ユーザーの立場から、帳簿価格だけではなくて取引価格も把握できる方がなおよいという意見がございました。大変難しい点でございますが、一方で、耐震化に関しては集計がなされていることは評価ができるという意見がございました。

それから、今回の集計表の拡充について概ね妥当と判断できるものの、今回の調査事項の変更により、土地と建物を一体的に把握できるようになったこと、また、ストックとフローについても総合的に把握できるようになることから、具体的に集計表がどのように変更されるのか、その代表的な例に関して説明を求め、次回、その補足的な説明をお願いすることとしております。

続きまして、行政情報の活用でございます。

これは、前回の答申のときの今後の課題にもなっていたものでございますが、本件に関しまして、調査実施者から検討内容に関して詳しく説明があり、その内容を見る限り、やむを得ないと判断せざるを得ないというのが大体の結論でございます。

一般的に、行政情報の活用につきましては、統計調査の効率化を目的とするだけでは、なかなか行政情報に関連する個別法の障壁をクリアできないということ、また、行政情報を活用するためには、情報を所管している他の部局の負担軽減が可能か等、いろいろな問題もあります。今後、行政情報の活用を図るための考え方を座長メモとして取りまとめ、答申とともにこの委員会に報告したいと考えております。

その他といたしまして、前回の第1回目の部会において積み残されました「駅ナカ」及び「土地及び建物の選択肢の分割や新設」の方向性に関しましては、今回、事務局と調査実施者とも相談の上、作成した案で了承されたものとし、答申文で今後の課題とするかどうかは、諮問全体の審議が終了した時点で改めて検討する予定でございます。

以上のとおり、一部の事項については、第2回の部会での議論を踏まえ、11月30日に予定しております次回の部会、第3回目の部会において、調査実施者である国土交通省から追加的に説明を求め、審議を継続することといたしております。

報告は以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの中間報告につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

たまたま今回、この法人土地基本調査と、一方で諮問されました住宅・土地統計調査、主体が世帯であるのか法人であるのかというような違いはあるわけですが、土地の保有あるいは売買に関し体系的にこれを眺めたときに、個人事業主なんていうところも実はあるわけですが、そのコンシステンシーというのが、体系立って両方使うとこういったものがわかりますというようなところも何かあるような気がするのですね。でありますので、これは無理かもしれませんが、時間があつたらということですが、体系立ててこの土地という問題あるいは建物という問題を考えたときに、どのようなことが必要であるのかということもあわせて御検討をお願いできればと思います。これは、津谷先生のほうの先ほどのところとも共通するところかと思えます。

○廣松委員 その点に関する現状でございますが、世帯が保有している住宅・土地の把握に関しては、先ほど諮問がございました住宅・土地統計調査で行われており、法人が所有しているものの把握は、この法人土地統計調査が行っています。それから、行政機関等が保有しているものに関しては、業務情報を使って、これら全体まとめて、国土交通省から土地基本調査総合報告書という形で既に公表されております。確かに、御指摘のとおり、これだけでは必ずしも完全であるとは言えませんので、今後どういう形でさらに充実させていくかということに関しては、部会でも議論をしたいと思えます。

○樋口委員長 よろしくお願ひいたします。

ほかによろしいでしょうか。

よろしければ、廣松部会長はじめ、サービス統計・企業統計部会の委員の皆様、非常にお忙しいところ大変でございますが、引き続き御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に匿名データ部会に付議されております「国勢調査の匿名データ化」につきまして、椿部会長から御報告をお願いいたします。

○椿委員 10月26日に出されました諮問第44号 国勢調査に係る匿名データの作成につきましては、第10回匿名データ部会を平成24年11月15日に開催し、審議を開始いたしました。お手元の資料7の1 ページ目にその議事概要が示されています。その審議状況の概要について御報告いたしたいと思えます。

まず、この会議は、事務局からその（1）にありますように、匿名データ部会の運営等について説明がありました。この匿名データ部会はかなり特殊な部会でありまして、審議の議事録等につきましても、概要のみが公開されるという形になっているところです。

次に（2）にございますように、国勢調査に係る匿名データの作成について、総務省統計局から説明がなされました。その後、私と事務局で作りました今回の匿名データの作成に関する論点の案をお示しいたしまして、それぞれの論点に沿って一通り審議を行ったという状況です。これはあくまで一通りということで、これは論点に関してさらに議論を深める部分、あるいは資料等の追加を求める部分等を明らかにしたということです。

それでは、各委員からの主な意見について御説明したいと思えます。まず、そこにあり

ますアの地域区分についてです。

今回、地域区分は、「都道府県」及び「人口50万以上の市区」とする計画となっています。実はこの議論というのが、その後出てきます年齢の問題等々と非常にかかわってくるということがございまして、そこにございますように、世帯員の年齢を5歳階級区分とすることについて、例えば東京都では各歳別にするなど、都道府県や大きな市などで違う取り扱いをすることはできないかという意見がありました。

これに関しましては、地域区分を、まず「都道府県」及び「人口50万以上の市区」とすることに関して、有用性の観点から妥当であるということを確認するというをやった一方で、今ありましたような意見のように、各歳別の情報を提供するニーズがあるということは十分承知しているところなのですけれども、例えば、地域区分なしの匿名データ、もう2ページ目になりますが、そういうものを作成できる可能性もある。地域区分のない匿名データというものも考えることができるので、その必要性に関しては今後議論を続けたいといたしました。

その次に、イのサンプリングの方法等についてですけれども、これは今回、「一般世帯」については世帯単位、それから「施設等の世帯」に対しては個人単位からあるパーセントで抽出が行われる、サンプリングが行われる。でも、その両者のサンプリングの単位が異なっていることに関して議論がございました。このため、代表性等に歪みがないかを確認しておく必要があるといった意見、あるいは世帯の種類ごとの抽出率などについて、ウエイトに近い情報を提供することについて御意見がありました。そこにありますように、海外の状況等を参考にすべきではないかということもあった次第です。これは当初の論点にはなかったのですけれども、ウエイトの公表の可能性については、追加の論点として議論をしたいという形に位置づけいたしました。

それから次に、ウの情報の削除についてです。

今回、世帯人員が多い世帯、それから、（イ）父子世帯、それから（ア）にある年齢差の大きい夫婦のいる世帯、（ウ）年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯、子供の数が多い外国人世帯というのを削除する計画になっています。これに対して、地域の情報を提供する一方で、スワッピングという、後ほど述べますようなものも導入しているので、削除の基準を緩和できる場合があるのではないかと。その辺りを加味して議論する必要があるのではないかとといった意見が出されました。

またもう一つ、より詳細に年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯は、再婚等で多くなっているため、年齢差を地域別に見た場合に、削除の基準を緩和できないかといった意見があります。これにつきましても、今後議論させていただくという形になっております。

次に、2ページの下のエのところになります。世帯員及び世帯に関する項目の再編等についてでございます。

まず、年齢に関しては、匿名データ部会の中では何度も議論しているところなのですが、

地域別に見ると非常に高齢化が進んでいる県とそうでない県の差が非常に大きくなってきている。このために、85歳以上というトップコーディングを従来行ってきているわけですが、これをトップコーディングすることが適切かということに関して検討する必要があるという意見がありました。これはもっともな意見ではございますけれども、他の属性情報と合わせた場合に特定されないかということに関して、むしろ匿名化の観点でのリスクを詳細に議論する必要があると考えて、そのように位置づけているところです。

その次のページになりますが、さらに、(イ)のところにあります産業とか職業、あるいは(エ)従業上の地位などにおける分類区分の統合というものが、どうしても匿名化の観点から必要になるのですが、これに関しても幾つかの意見が出されました。

具体的には、産業では、「鉱業」及び「建設業」、それから「製造業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」をそれぞれ統合する計画に関して、また、職業分類に関しましては、「保安職業従事者」「農林漁業作業員」及び「運輸・通信従事者」を統合することに関して、有用性の観点から意見があったところです。

さらに、(エ)従業上の地位に関しましても、「雇人のある業主」「雇人のない業主」「家庭内職者」を統合する計画に関して意見がありました。これにつきましては、どのような統合が経済分析上メリットがあるか、有用であるかということ部会メンバーの中で意見募集するという形で、次回、このニーズを基に匿名性のリスクの観点から議論していくという形になっているところです。

次に、(オ)家計の収入の種類ということについてですけれども、この情報が提供されない計画となっていることに関しましては、10月の統計委員会でも意見のあったところです。高齢者の収入が年金かどうかということに関しては、重要な情報であるので、統合という形のリスク配慮をすることはあるにしても、情報としてはあったほうがよいという意見が相当あったところです。したがって、このため、次回以降、仮にこの匿名化して提供することが必要という部会判断があった場合には、どの程度の匿名化が適切であるかということを含めて検討するという段取りになっているところです。

さて、最後のページになりますけれども、オのスイッチングということでございます。

これに関しては、スイッチングの技術、方法に関しては、ここで述べることはできませんけれども、まず、部会自体では、スイッチングを行うこと自体は異論がないという意見がある一方で、ただ、スイッチングをしていること自体をユーザーがどのように認識するかという問題については、若干議論が必要ではないかということになっています。このため、いわゆる答申の事項ということからは、少し異例の配慮になるかもしれませんが、スイッチングについては、どのような説明の仕方をするのが妥当かといった観点からの議論も部会の中で行いたいと考えているところです。

最後に、このカという部分になります。その他の意見というところですが、匿名データの提供時期に関しまして、実査への影響を避けるために、1つ前の調査までを提供することを前提に考えていたと思う。その意味で、今回の国勢調査は5年であるが、調査によっ

ては5年に縛られず検討するという方針がよいのではないかという意見がございました。

以上の意見を受けまして、匿名化を行う部局等に必要な資料を提供していただいて、次回以降、検討を続けるという形になっています。

第11回の匿名データ部会は12月7日の金曜日に開催する予定ということになっております。

以上、匿名データ部会からの報告でございます。

○樋口委員長 ありがとうございました。

ただいまの中間報告につきまして御質問ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、椿部会長初め、匿名データ部会の皆様は大変だと思いますが、引き続きよろしく御審議いただきます。

それでは、続きまして、その他の報告事項でございます。

参考3にありますように、統計委員会が軽微な事項と認める基幹統計調査の変更申請につきましては、総務大臣による承認手続が終了した段階で、東日本大震災の対応を除き参考資料を配布することになっております。今回の報告のうち、農林水産省の作物統計調査の変更については、震災関係ではない軽微な変更であるものの、新たにIT技術を活用した先進的な一例であると考えておりますので、御参考までに御説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 総務省政策統括官室でございます。

それでは、10月に軽微な事項として承認した基幹統計調査の変更のうち、IT技術を活用した作物統計調査の変更の概要について御報告いたします。

これに関係する資料は、参考3の「基幹統計調査の承認の状況」のうち、一番下の作物統計調査における主な承認事項の①耕地面積調査において、GISを活用して標本単位区の設定等を効率化するための作業方法の変更という部分であります。

まず、この作物統計調査でございますが、耕地面積調査等7種類の調査で構成されているものであります。今申し上げたこの耕地面積調査は、いわゆる我が国の耕地面積の実態を把握するための調査で、全国の耕地を約200万標本単位区に分け、毎年そのうち約4万標本単位区について調査員が耕地の改廃状況とか、またその変更状況といったものを調べているものであります。

今回の変更は、この耕地面積調査について、標本単位区の設定、調査関係書類の作成、調査結果の集計・入力などの調査に係る作業につきまして、衛星画像を利用したGIS、すなわち地理情報システム上でこれらの作業を一括して行うことによりまして、作業の効率化を図るというものであります。

まず、従前の調査方法について御説明しますと、標本単位区の設定に当たりましては、その単位区ごとに標本単位区的位置や範囲等を記載した筆別配置図という地図を紙媒体で作成するとともに、この中の耕地の地目や面積を整理した筆別台帳という帳票を作成しておりました。また、この筆別台帳における単位区内の耕地面積の合計の計算や、その計算

結果の入力は、従前は手作業で行っておりました。

調査票の作成でございますが、調査員が実査に使用する調査票の作成に当たっては、筆別ごとの面積や必要な情報を筆別台帳から調査票に手書きで転記をする作業を行っておりました。

実査の部分でございますが、調査員の実査の結果、地目等の改廃があった耕地につきましては、その変更のあった範囲は、歩測という言い方をしますが、歩いて確認し、その変更の状況を筆別配置図の図面に手書きで記入して、また、その部分の面積については別途計算をし、調査票に変更状況を記載するという作業を行っておりました。

さらに、その調査結果の集計の部分は、調査票ごとに単位区内の筆別の耕地面積等を手計算で集計し、それをシステムに入力する、従前は、こういう作業多くの部分を職員あるいは調査員の手作業で行っていたということで、必ずしも効率的ではない状況であったわけでございます。

これに対し、今回導入する地理情報システムを利用した方法では、まず、その筆別情報の作成の中で、筆配置図は一定区画ごとの衛星画像、紙媒体の地図が衛星画像に置きかわりまして、従前の紙媒体の地図の作成は不要になります。

また、この筆別台帳につきましても、このシステム上の地図情報とリンクさせて面積値等を入力、管理できるようになり、その単位区内の耕地の面積の計算も自動的に行われるようになります。

調査票についても、この地理情報システムにより、衛星画像が入った調査票が自動的に作成されます。

そして、実査の結果については、調査員が実査の際に改廃を把握した場合は、その改廃があった部分について、調査票上の衛星画像に書き込みをすることになります。

また、調査結果の集計につきましては、この調査票上に書き込んだ内容をこの地理情報システムの画像に入力することによって、その改廃部分を反映した耕地面積が自動的に集計されるということで、このように調査作業の多くの部分が自動化さ、非常に調査作業の効率化が図られるというものであります。

私からの説明は以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。大変な効率化というか、技術革新を使った調査方法に切りかえていくというような御説明でしたが、ただいま農林水産省の作物統計の変更について御紹介いただきました。

震災関係の公的統計の状況につきましては、また、変更がございましたら引き続き御報告のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、もう一点ございます。参考4にありますように、統計調査以外の方法で基幹統計を作成する場合、その作成方法を総務大臣に通知することとなっております。今般、本年4月の本委員会で基幹統計として指定の答申を行いました社会保障費用統計につきまして、この作成方法の通知が行われたとのことでございます。

また、この作成方法につきまして、審議の過程で示された本委員会の意見につきまして、も反映されていると報告を受けておりますので、あわせて御周知いただきたいと思います。

この点につきまして何かございますか。

なければ、本日の議題は以上ですので、最後に、次回の日程につきまして事務局から連絡をお願いいたします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 次回の委員会ですけれども、12月21日金曜日、午後1時から、今日と同じこの会議室、1208特別会議室で開催いたします。詳細につきましては、別途御案内いたします。

○樋口委員長 以上をもちまして本日の第59回の統計委員会は終了いたします。ありがとうございました。